

富田林市教育委員会会議録

(令和 8 年度 8 月定例会)

令和 8 年 8 月 20 日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和8年8月20日（木） 午後2時00分～午後2時20分まで	
2	場所	富田林市役所3階 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	森田 幸介
		委 員	吉田 郁
		委 員	大和 彩
事務局		教育総務部長	辻野 泰之
		生涯学習部長	北野 浩之
		教育総務部次長兼教育総務課長	木下 治彦
		教育総務部次長兼教育指導室長	和田 剛
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	坂本 篤史
		生涯学習課付課長	山田 智彦
		公民館長	葉山 勉
		中央図書館長	山本 一夫
		金剛図書館長	木下 麻梨子
		教育総務課長代理（書記）	千種 広樹
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務部次長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和8年9月24日(木)の午後2時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、7月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、令和8・9年度スポーツ推進委員の解嘱についての2件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画の一部改正について、富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則についての2件でございます。

日程第5につきましては、「富田林市議会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和8年度大阪府富田林市一般会計補正予算(案)についての2件でございます。それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

植野教育長

それでは、令和8年度8月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、水本委員、よろしくお願いいたします。

水本教育長職務代理者

よろしくお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月7月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、2件の報告がございます。まず、報告第17号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が1件ございます。①について生涯学習課のほうから説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは報告第17号「富田林市教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」についての(1)新たに承認申請のあった行事についての①につきまして、ご説明させていただきます。

行事名は、とんままフェスタ おさがりひろば でございます。申請者は、とんまま Re. 代表者 太田 友香氏でございます。行事内容は、こども用品のお譲り会や、ワークショップや物販などでございます。開催日は、令和8年11月22日(日)、場所はすばるホールでございます。対象者は一般で、参加料は物販の出店者が2,000円、それ以外の来場者は無料でございます。営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、本市教育委員会が定める「後援等に関する事務処理要領」の各条件にも適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。どうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

植野教育長

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、「これまで承認したことの行事」について何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第 17 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 18 号「令和 8・9 年度スポーツ推進委員の解嘱」について、引き続き、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習課付課長

それでは、報告第 18 号令和 8・9 年度 富田林市スポーツ推進委員の解嘱につきまして、ご説明を申し上げます。令和 8 年 4 月 1 日付で教育委員会から 27 名に委嘱をしておりましたスポーツ推進委員についてですが、野々村 剛委員から同年 6 月 30 日に、一身上の都合により委員としての活動継続が難しいとの申し出があり、ご本人との話し合いの結果、令和 8 年 7 月 1 日付でスポーツ推進委員を解嘱することになりましたので、報告と承認をお願いするものです。野々村委員におかれましては、令和 7 年 4 月 1 日からスポーツ推進員として活動して頂いており、今回の委嘱期間も、当初は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日の期間でしたが、解嘱により令和 8 年 6 月 30 日までとなります。なお、野々村委員の解嘱により委嘱しているスポーツ推進委員の人数は、資料の名簿のとおり 27 名から 26 名となります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。他にご質問はございませんでしょうか。特に無いようですので、報告第 18 号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第 4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、2 件の議案がございます。はじめに、議案第 23 号「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画の一部改正」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

それでは、議案第 23 号「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画の一部改正」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、伝統的建造物として特定されている物件 2 棟について、老朽化が著しく倒壊の危険性があるとして、当該建物所有者より、修理する意向及び維持管理をしていく意向がなく、特定解除をしたい旨の申し出を受けました。本市といたしましても、所有者からの聞取りや現場の状況を確認したうえ、富田林市伝統的建造物群保存審議会専門部会の委員の助言も受け、特定を解除することとしました。以上のことから、2 件の伝統的建造物を特定解除し、保存計画の一部を改正することをご議決いただくものでございます。資料の別表―2 左端の番号 212 および 213 をご覧ください。特定解除を行う番号 212 番、保存計画番号「G6―3」の主屋 1 棟および番号 213 番、保存計画番号「G6―4」主屋 1 棟を削除し、それ以降の番号を順次繰り上げます。

以上、伝統的建造物の建築物の総数は 218 棟から 216 棟となります。また、資料の「付図―2」の当該建築物 2 棟を黒塗りから白塗りにしています。なお、最後の資料のとおり、議決後、告示をさせていただきます。以上で、ご説明とさせていただきます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございま

せんか。特に無いようですので、議案第 23 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 24 号「富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則」について、引き続き文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

それでは、議案第 24 号富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の規則改正の趣旨でございますが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 176 号）が施行され、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）において、認定鉄塔等提供事業に係る行為について現状変更行為許可の例外の対象に加わったため、所要の改正を行うものです。改正の内容でございますが、第 6 条第 12 号中「第 6 条第 2 項に規定する第 1 種電気通信事業」を「第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は同法第 143 条の 5 第 1 項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改め、「空中線系」の次に「（その支持物を含む。）」を加えます。なお、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 24 号につきましては、提案どおり議決とします。続きまして、日程第 5「富田林市議会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、2 件の議案がございます。

はじめに、議案第 2 号「富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、議案第 2 号富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、制定の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、制定の理由でございますが、本件は、地方自治法の規定に基づき、条例で定めるところにより、本市に附属機関として、新たに 1 機関を設置するものです。次にその内容でございますが、地域で活動する様々なスポーツ・文化団体等との連携を通じて富田林市立中学校における部活動の地域展開を推進し、部活動に所属していない生徒を含む全ての中学生が、多様なスポーツ・文化芸術活動等に親しむことができる持続可能な環境づくりを進めるため必要な事項を検討する、富田林市中学校部活動地域展開検討協議会を新たに設置するものです。なお、附則といたしまして、この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 2 号につきましては、提案どおり議決とします。最後に、議案第 3 号「令和 8 年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）」について、学校給食課および生涯学習課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 3 号、令和 8 年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）の学

校給食課関連について、ご説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、国からの「物価高騰対応重点支援交付金」を活用した物価高騰対策支援として、今年度の10月～3月における中学校給食の無償化実施に伴い減額するもので、補正額は、7,940万6千円でございます。次に、歳出でございますが、物価高騰対策支援として、今年度の10月～3月における中学校給食の無償化実施に伴い、医療的な配慮又は宗教上の理由等により学校給食を喫食することができない生徒の保護者に対する給付金の増で、補正額は、124万3千円となります。以上でございます。

坂本生涯学習課長

続きまして、生涯学習課関係の補正予算（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

本市の指定管理施設のうち、令和6年度から新たに基本協定を結んだ各施設におきましては、光熱費について精算するものとしております。富田林市市民会館と、富田林市立市民総合体育館ほか19施設、及び富田林市立総合スポーツ公園につきましては、光熱費の令和7年度決算額が年度計画額を下回ったため、差額について返還を求めることから歳入の補正を行うものです。返還額は、市民会館が116万8,892円、スポーツ施設が374万8,373円でございます。また、すばるホールにつきましては、光熱費の令和7年度決算額が年度計画額を上回ったため、差額について補てんする必要があることから歳出の補正を行うものです。補てん額は、189万8,293円でございます。そしてすばるホールにつきましては、新庁舎建設に伴う市行政機能のすばるホールへの一部移転の影響により増加した上下水道費についても補てんする必要があるため、さらに161万6,053円を補正予算に計上しております。また、本市の附属機関として「富田林市中学校部活動地域展開検討協議会」を新たに設置することに伴う委員報酬25万円、委員費用弁償1万5千円を計上しております。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第3号につきましては、提案どおり議決とします。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和8年度8月の定例教育委員会会議を終了いたします。